

第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H24. 11. 23	住居表示変更	変更前	郵便局	082090	石和駅前郵便局	-	山梨県笛吹市石和町松本1066-2	-	○	○	○	○	○		
		変更後	郵便局	082090	石和駅前郵便局	-	山梨県笛吹市石和町駅前2-5	-	○	○	○	○	○		
H24. 12. 1	業務変更	変更前	営業所	518220	安芸瀬戸ハイム簡易郵便局	○	広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム1-9-16	-	○	○	×	○	○		
		変更後	郵便局	518220	安芸瀬戸ハイム簡易郵便局	○	広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム1-9-16	-	○	○	○	○	○		
H24. 12. 1	業務変更	変更前	営業所	548110	玉野玉原簡易郵便局	○	岡山県玉野市玉原2-5-49	-	○	○	×	○	○		
		変更後	郵便局	548110	玉野玉原簡易郵便局	○	岡山県玉野市玉原2-5-49	-	○	○	○	○	○		
H24. 12. 1	業務変更	変更前	営業所	557080	勝間簡易郵便局	○	山口県周南市呼坂1109	-	○	○	×	○	○		
		変更後	郵便局	557080	勝間簡易郵便局	○	山口県周南市呼坂1109	-	○	○	○	○	○		
H24. 12. 1	業務変更	変更前	営業所	557320	河内神簡易郵便局	○	山口県山口市佐山389-15	-	○	○	×	○	○		
		変更後	郵便局	557320	河内神簡易郵便局	○	山口県山口市佐山389-15	-	○	○	○	○	○		
H24. 12. 3	移転	変更前	郵便局	004410	赤羽台郵便局	-	東京都北区赤羽台1-6-52-104	-	○	○	○	○	○		
		変更後	郵便局	004410	赤羽台郵便局	-	東京都北区赤羽台2-4-51	-	○	○	○	○	○		
H24. 12. 3	業務変更	変更前	営業所	088260	富士山五合目簡易郵便局	○	山梨県南都留郡鳴沢村富士山8545-1	○	○	○	×	○	×		
		変更後	営業所	088260	富士山五合目簡易郵便局	○	山梨県南都留郡鳴沢村富士山8545-1	○	○	×	×	×	×		
H24. 12. 3	業務変更	変更前	営業所	317930	尾添簡易郵便局	○	石川県白山市尾添イ55	-	○	×	×	×	×		
		変更後	営業所	317930	尾添簡易郵便局	○	石川県白山市尾添イ55	-	○	○	×	○	×		
H24. 12. 3	契約解除	変更前	営業所	426130	姫路兼田簡易郵便局	○	兵庫県姫路市兼田182-1	-	○	○	×	○	×		
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H24. 12. 3	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		変更後	営業所	537170	東阿用簡易郵便局	○	島根県雲南市大東町東阿用338-14	○	○	○	×	○	○		

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H24. 12. 26	契約解除	変更前	営業所	027070	沢井簡易郵便局	○	神奈川県相模原市緑区澤井2640	-	○	○	×	○	×		
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。